

令和6年度法務省委託「Myじんけん宣言」及び「Myじんけん宣言 性的マイノリティ編」の周知及び広報に関する留意事項

1 バナー広告

- (1) バナー広告（誘導用）は、Google Display Network を使用する。
 - (2) 「Myじんけん宣言」及び「Myじんけん宣言 性的マイノリティ編」のバナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、それぞれ以下の回数を満たすものを提案すること。
 - ア 「Myじんけん宣言」 10,000クリック以上
 - イ 「Myじんけん宣言 性的マイノリティ編」 10,000クリック以上
- ※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。

2 広報時期

広報時期は以下を想定

人権週間：令和6年12月4日（月）～10日（日）

3 バナーデザインの作成

掲載するバナー画像は、新規に企画・制作すること。